

令和7年度

阿久根市職員採用試験案内

受	付	期	間
---	---	---	---

令和7年5月12日（月）～令和7年6月18日（水）

試	験	日
---	---	---

令和7年7月13日（日）

募	集	職	種
---	---	---	---

一 般 事 務
一 般 事 務（社会人枠）
一 般 事 務（障がい者枠）
建 築



<受験申込はこちらのQRコードから>

鹿児島県 阿久根市 総務課

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(1) 職種別受験資格

受験資格については、採用時において阿久根市内に居住できる者で、受験資格欄に定めてある全ての要件を満たさなければなりません。

試験 区分	職 種	採用予 定人員	受 験 資 格
行政職	一般事務	10名 程度	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた 者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を 卒業した者
	一般事務 (社会人枠)		① 昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ た者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。） を卒業した者 ② 採用時において、民間企業等における職務経験を3年 以上有する者
	一般事務 (障がい者枠)		① 平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれ た者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。） を卒業した者 ② 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けてい る者（手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効 であること。） ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳（1級 から6級まで） イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定す る精神障害者保健福祉手帳 ウ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する 療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精 神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者 職業センターによる知的障害者であることの判定書
	建 築	若干名	昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた 者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を 卒業した者

(2) 採用試験の申込みは、1人につき1職種のみで、2つ以上の職種に重複しての申込みはできません。また、受付期間終了後の試験職種の変更はできません。

(3) 職員の採用に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣

旨を踏まえて試験を実施しています。拡大印刷問題による受験や車いすの使用など受験上の配慮が必要な方は、受験申込書の該当欄に記入してください。

なお、内容によっては試験の運営上、配慮できない場合があります。

(4) 情報処理業務の職務経験を有する方は、受験申込書の職歴欄に記入してください。

(5) 前記の受験資格にかかわらず、次のアからエまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 阿久根市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法及び内容

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者についてのみ行います。

試験区分		試験の内容
第1次試験	教養試験 (一般事務(社会人枠)を除く職種)	高等学校卒業程度の時事及び社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力について筆記試験を行います。
	教養試験 (一般事務(社会人枠))	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力及び国内外の社会情勢への理解等を確認するための筆記試験を行います。
	事務適性検査 (全職種)	職員としての適応性について、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から調べる検査を行います。
	職場適応性検査 (全職種)	職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係での性格特性を調べる検査を行います。
	作文試験 (一般事務)	与えられたテーマについて文章による表現力、課題に対する理解力、考え方その他の能力をみるため、一定の時間内での記述式による筆記試験を行います。
	専門試験 (建築)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工について筆記試験を行います。
第2次試験	面接試験 (全職種)	人物について、面接(2回)により行います。

注 (1) 一定の基準に達しない試験種目等がある場合は、不合格となります。

- (2) 第1次試験合格者は、「教養試験」、「事務適性検査」、「専門試験」の成績によって決定します。
- (3) 「作文試験」は、第1次試験合格者のみを対象に評定し、第2次試験の成績と総合して、第2次試験合格者を決定します。
- (4) 「職場適応性検査」は、第2次試験における面接試験の参考とするために行います。
- (5) 第1次試験において「作文試験」及び「職場適応性検査」を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。
- (6) 第2次試験の面接試験の面接は、同日中に2回行います。

3 試験の日時、場所及び合否の通知

(1) 試験日時

- ア 第1次試験 令和7年7月13日（日）
 受付 午前8時00分～午前8時30分
 全日程終了予定 午後3時30分頃
- イ 第2次試験 令和7年8月下旬（予定）

(2) 場所及び合否の掲載

	場 所	合否の掲載及び通知
第1次試験	阿久根市役所 会議室 住所：阿久根市鶴見町200番地	令和7年7月下旬に市ホームページへ合格者の受験番号を掲載します。
第2次試験	第1次試験合格者の受験番号掲載に併せて市ホームページで案内します。	令和7年9月上旬に市ホームページへ合格者の受験番号を掲載し、合格者へ文書で通知します。

4 受験手続

申込みはインターネット（電子申請）でのみ受け付けますので、スマートフォン等又はインターネットに接続しているパソコン等が必要です。詳しくは、阿久根市ホームページ内の職員採用試験へアクセスし、電子申請システムのページで確認してください。

(1) インターネット申込み（電子申請）の前に準備するもの

- ア メールアドレス
- イ 最近3か月以内に撮影した顔写真データ（無背景（無地の壁等は可）、無帽子、無加工、正面向き）
- ウ 一般事務（障がい者枠）を受験される方は、身体障害者手帳（1級から6級まで）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳等の写真又はスキャンデータ
- エ 一般事務、一般事務（社会人枠）及び一般事務（障がい者枠）を受験される方で、下に示す情報処理関係資格試験に合格した方は合格したことを証明する書類の写真又はスキャンデータ

(情報処理関係資格試験一覧)

- ・基本情報技術者試験
- ・応用情報技術者試験
- ・ITストラテジスト試験
- ・システムアーキテクト試験
- ・プロジェクトマネージャ試験
- ・ネットワークスペシャリスト試験
- ・データベーススペシャリスト試験
- ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験
- ・ITサービスマネージャ試験
- ・システム監査技術者試験
- ・情報処理安全確保支援士試験

(2) インターネット申込み（電子申請）の手順

- ア 阿久根市ホームページ(<https://www.city.akune.lg.jp>)内の職員採用試験へアクセスし、鹿児島県電子申請共同運営システムへ移ってください。
- イ 利用者登録を行い、その後取得したアカウントでログインして阿久根市を選択し、職員採用試験から電子申請を行ってください。
- ウ 入力画面に必要事項を入力し、事前に準備した上記(1)のデータを添付して申し込んでください。
- なお、デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したもの、証明写真機やカメラ店等で撮影したもの（撮影した写真のデータ受取等のサービスを利用したもの）いずれも可とします。
- 写真データの規格は電子申請システム内の手続案内を御確認ください。
- エ 電子申請受付後に内容を確認し、受付完了メールを送信します。受付完了メールに添付された受験申込書スキャンデータを受験票として取り扱いますので、受験当日に受付でデータを提示するか、あらかじめ印刷をして提示してください。
- オ 電子申請後、5日を過ぎても受付完了メールが来ない場合は御連絡ください。

5 受付期間等

- (1) 受付期間は、令和7年5月12日（月）から令和7年6月18日（水）までとします。
- (2) その他
- ア 試験当日は、受験票（印刷したもの又はデータ）を必ずお持ちになり、受付終了時間までに着席できるよう余裕をもってお越しください。
- イ 提出いただいた書類又はデータは、返却しませんので御了承ください。
- なお、受験申込書等に記入された情報は、本市職員採用試験に関する事項のみに使用します。
- ウ 第1次試験の試験会場における冷房温度は、着席位置によっては差異が生じる場合もありますので、体温調節できる服装でお越しください。
- エ 試験当日はマスクの着用は自己判断としますが、手洗いや手指消毒など基本的な感染症対策の継続をお願いします。

オ 悪天候などの場合で、試験の実施に変更が予想される場合には、電子メール又は電話でお知らせします。

カ 受験申込者数の状況などの問合せには、一切応じませんので御了承ください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登載し、必要に応じて採用します。この名簿の有効期限は、名簿確定の日から原則として1年です。

最終合格者の数は、採用辞退見込数等を基礎として決定しますので、合格しても採用にならない場合があります。採用予定日は令和8年4月1日です。

- (2) 受験資格に定める期限までに卒業できなかった場合、必要な資格を取得できなかった場合又は受験申込記載事項を偽って記載したことが判明した場合は、合格及び採用を取り消すものとします。
- (3) 職務経験のある方については、職歴証明書等の提出をしていただきます。

7 試験結果の照会

受験者本人が希望する場合には試験成績を通知します。

- (1) 試験結果を照会できる者、項目及び申出期間

	照会できる者	項目	申出期間
第1次試験	不合格者	各試験の得点、総合得点、順位	合格者の受験番号を市ホームページへ掲載した日から1か月間
第2次試験	不合格者	各試験の得点、総合得点、順位	合格者の受験番号を市ホームページへ掲載した日から1か月間
	合格者のうち採用に至らない者	各試験の得点、総合得点、順位	令和8年4月1日から令和8年4月30日まで

- (2) 申出方法

阿久根市ホームページに掲載の試験結果照会申出書に必要事項を記入の上、本人確認に必要な書類と返信用封筒（宛先を明記し、切手を貼付した長形3号封筒）を同封して採用試験に関する問合せ先に郵送してください。

本人確認に必要な書類（ア及びイ）

ア 受験票

イ 本人を確認できる証明書の写し（マイナンバーカード（表面のみ）、健康保険被保険者証、運転免許証、学生証等）

8 給与及び勤務条件

- (1) 給与については、一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和 26 年阿久根市条例第 1 号）の規定により、給料及び住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます（令和 7 年 4 月 1 日現在の高卒初任給は、188,000 円であり、四年制大学卒の場合は、213,600 円程度となります。また、職務経験のある方等については、この額に一定の基準で加算されます。）。
- (2) 勤務時間その他の勤務条件は、阿久根市の関係条例等の規定によります。

採用試験に関する問合せ先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

阿久根市役所 総務課 職員係

電話（直通）0996-73-1212

（代表）0996-73-1211（内線1215、1216）